



基調講演 「京都議定書と北東アジア」

Climate Business Network (CBNet) 代表
ピーター・ペムブルトン

京都議定書と現在の炭素市場は2012年以降、どのように変わっていくだろうか。どのように変わり得るだろうか。コペンハーゲンの気候会議では、京都議定書に影響を与えるようなさらなる約束期間についての合意に至らなかった。したがってこの基調講演では、「新しい枠組み」を紹介することはできない。それでもなお、俎上に上っている多くの問題が何らかの形で近く合意できることになれば、と思っている。

長く厳しい交渉を経て、115カ国の首脳が集まってようやく、拘束力のない政治的な声明「コペンハーゲン合意」が土壇場になって採択された。中国、米国、インド、ブラジル、南アフリカのわずか5カ国がこれをまとめたが、決して最終的な合意というものではなく、「希望の港(Hopenhagen)」と宣伝したようなことは実現できなかった。失敗だった、あるいは小さいけれど将来へのステップだ、というようなことがいまだに議論されている。

京都議定書と炭素市場の将来、2012年以降の枠組みがどうなるかは、少なくとももう1年は決らない状況であり、2つのワーキンググループ(AWG)が協議を続けている。今の時点では、新しい議定書ができるかどうか、京都議定書に変更を加えながら継続するかどうか、2つ以上の議定書ができるかどうか、定かではない。締約国はコペンハーゲン合意に参加するかどうかを決定するか、場合によっては国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の枠外で政治主導型のプロセスを続けることになる。

国連事務総長は国連総会においてコペンハーゲン会議の結果を報告し、国際社会として取り組むべき多くの課題と、この経験を踏まえて交渉プロセスを改善していく考えを示した。この条約と議定書に関する北東アジア各国の立場を考えると、これから数カ月でERINAの下で何らかの議論を行い、その中で相互理解を深めていくことが可能ではないか。その議論の結果として何らかの提案が生まれ、それぞれ異なった意見をもつグループを満足させ、それがグループリーダーの国に伝われば、次のメキシコ締約国会議(COP)に先だって共通の立場を持つことにつながっていくであろう。このように積極的でタイムリーなアプローチがあれば、この1年間の緊張関係や国連主導型のプロセス

に対する信頼の欠如といった状況が改善されるだろうし、COP16の成功につながっていくことになる。

以下、この基調講演ではまず京都議定書の現在の形についてまず検討し、ここに集まっている各国の関わりについて考えたい。さらに京都議定書が2005年に発行して以来生まれてきた炭素市場の状況と、それが柔軟なメカニズムとして北東アジアにどのような影響を与えるかについて話したい。

コペンハーゲン会議の結果は、これからの京都議定書のメカニズムや炭素市場にも影響を与えるものである。クリーン開発メカニズム(CDM)や共同実施(JI)に対する議定書締約国会合(CMP)の決定、コペンハーゲン合意、さらに2つのAWGに関しても触れるが、逆の順で話を進めたい。その他、適応、資金調達、技術に関しては、話の中で触れるにとどめる。

さらに、コペンハーゲン以降の北東アジア各国のコミットメントについても検証する。「コミットメント」という言葉は意識的に使っており、この後、明らかにされるだろう。

前提・背景

ERINAが示すように、北東アジアは社会経済開発、産業構造において多様である。多様性は、京都議定書における各国の立場の違いにつながる。

京都議定書からは三つの柔軟なメカニズムが生まれた。第6条に基づくJI、第12条に基づくCDM、第17条に基づく排出量取引(ET)である。締約国は地理的グループに分けられ、そこでどのメカニズムが当てはまるかが決まる。日本は附属書I国に属し、すべてのメカニズムに参加できる。ロシアも附属書I国だが、移行経済国としてJIとETにのみ関わる。中国、韓国、モンゴル、北朝鮮は非附属書I国となり、CDMにのみ参加できる。

これらの区別が炭素市場における各国の役割にも反映され、どのような炭素クレジットを利用して各国の排出量を減らしていくか、さらに資金調達やクリーン技術を獲得する上でも関係してくる。具体的に言えば、附属書I国はその国の法律で認めた範囲内で、割当量単位(AAU)を売買でき、排出削減単位(ERU)を買うことが(ロシアは売ることも)できる。さらに認証排出削減量(CER)も

買うことができる。非附属書 I 国はCERを売ることでのみ利益を得ることになる。

炭素市場

炭素市場といっても単一の市場はまだ生まれておらず、さまざまな要素が互に関連しながら存在している。例えば既に実施されているEU排出取引枠取引スキーム（EU ETS）というものがあり、ほかにも初期段階のものや、これから生まれようとしているものもある（図1）。これらがやがて統一的なシステムとして世界的な炭素市場を形成し、排出権に価格的な指標が生まれ、インセンティブが生まれ、そのことで民間企業が参加し、排出量の削減につながっていくことが期待される。

炭素市場は、2008年は1,260億ドル規模で、2013年には6,700億ドル、2020年には1兆ドルに達するだろうと推計されている。京都議定書が発効した2005年は110億ドルだったものが急速に増えてきたが、2009年に伸びが止まり1,360億ドルと予測され、経済危機の影響やポスト2012の不確定などで、2012年までは成長が鈍化すると見込まれている。その後は再び急成長すると期待されているが、それはメキシコのCOP16やCMP6で諸決定がなされることに依存している。

現在の炭素市場は、12月の交渉が失敗したことで、かんばしくない。欧州における炭素価格は、コペンハーゲン合意後の取引初日で約9%下がった。2010年を通して弱含みが続くと言われている。市場参加者はこれからも交渉を続ける圧力にさらされている。

炭素市場の中ではEU排出取引枠取引（EU ETS）が主流で、EU内のcap-and-trade認証（ヨーロッパ排出枠：EUA）を通じて炭素認証が取引されており、2008年には919億ドルに上った（図2）。京都認証であるCERやERUも欧州議

会のリンキング指令（2004年）の下でEUのスキームとして利用できるようになり、2008年には炭素市場の26%に達した。

北東アジア諸国のうち5カ国は炭素認証の売り手であり、日本だけが現在、唯一の買い手である。しかし韓国が間もなく買い手となり、日韓はすでに炭素取引のプラットフォームを確立している。

CDMのホスト国は中国が中心的存在であり、2008年の世界のCERの84%が中国で取引され、1,700件以上のプロジェクトが計画中で、2008年以降その半数が記録された。CDM理事会で発効したCERが174,537,938（全体の47.6%）に上り、2012年までのプロジェクト件数でも過半数を占め、他の国々に先行している。

韓国の登録プロジェクトはわずか（35件）だが、大規模なガスプロジェクトから多くのCER（47,664,437）が生まれている。

非附属書 I 国のその他2カ国はCDM市場参入の初期段階にあり、モンゴルは3件の登録プロジェクトから2012年まで71,000 CERにとどまり、北朝鮮にはプロジェクトがない。

JIについては、ロシアが市場の68%を有し、95件のプロジェクトが計画中で、ERUにして1.98億に上る。しかし、それらはまだ決定段階にあり、登録されたものはない。またロシアのAAUは大幅な黒字となっているが、実際に市場に参入したものはない。それというのも、グリーン投資スキーム（GIS）に対して炭素収益を配分する明確なシステムがないからである。

日本は炭素クレジットの買い手だが、CDMやJIプロジェクトからの購入は5%に過ぎない。それらの主な購入者は欧州で、早い段階からEU ETSが導入され、英国を中心に積極的に市場参入した。日本政府は最近、京都メカニズム

図1 炭素市場の諸コンポーネント

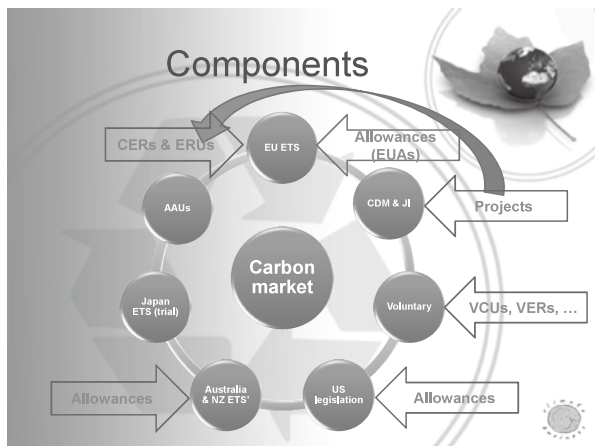
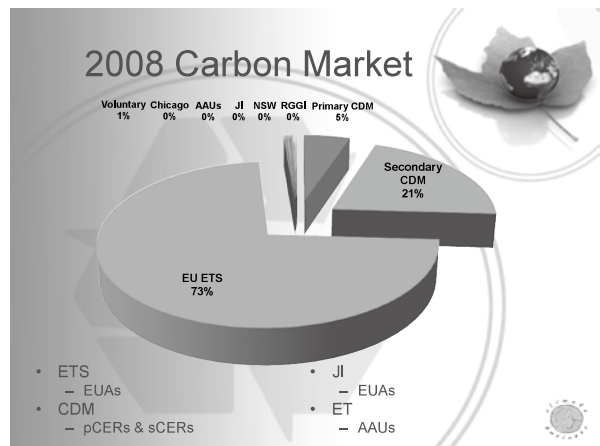


図2 炭素市場（2008年）



の下でAAUを購入しはじめ、京都の目標達成に向けて2億7,000万トンの取引を行った。CERは三菱、丸紅など日本の民間企業も購入している。日本企業は250件以上のCDM登録プロジェクトからCO₂換算で5.53億トン（未登録CDM、JIプロジェクトを含めると6.2億トン）のクレジットを購入した。京都議定書がこのまま2020年まで延長され、CERがこれからも実施されるならば、日本企業が登録プロジェクトから購入するCERは1.3兆トンに上る。

以上のように、北東アジア諸国は京都議定書の下に規定された炭素市場に大きな関心を示しているのである。

これからの体制は？

次に、締約国の間でなされている交渉について、また京都議定書の炭素市場に関連する点について述べていこう。

COP15ではいくつかの会議が同時並行で開催された。否定的なマスコミ報道が一般的ではあるが、一部では、特にAWGにおいては前進があった。報告書としてまとめることができなかつたのは事実だが、両AWGともさらに1年の審議期間が与えられた。

AWG

二つの作業部会が設けられ、一つは条約、もう一つが議定書について審議している。

京都議定書

京都議定書の下での附属書I国のさらなる約束に関する作業部会（AWG-KP）では、まだ文書のかなりの部分が括弧付あるいは空白となっている。炭素市場に関する点として、

- 議定書の改定
 - 第2次約束期間（2017年または2020年まで）における新たな排出削減約束文書
 - 第2次約束期間へのAAUの繰り越し（特にロシアに対し）
 - 議定書または条約の下で新しい市場メカニズムから生まれる炭素ユニットの検討
- 土地利用・土地利用の変更・森林（LULUCF）
 - 包括的行動とCDMにおけるリスク削減
 - 利用可能な方法論の改善、増加
 - 算定と目録の問題
- 市場メカニズム
 - 炭素回収・貯留（CCS）を含むか除外するか、原子力、国家による適切な排出削減行動（NAMA）、CDMにおける標準的なベースライン

- 特に登録プロジェクト10件以下の諸国に対する
 - ・ 追加様式の単純化
 - ・ 取引コストに関する前払い資金条項（両者ともCMPのCDMに対する決定として採択済）
- JIにおいて原子力を含むか除外するか
- 将来の約束期間にどのような単位を制限するか認めるか
- AAU取引の適応に関する収益割当の控除
- CMPの自主的な参加国の許容と新しい市場メカニズムの確立
- 補完性

加えて、温室効果ガスの価値、算定、報告の問題には、三フッ化窒素（NF₃）など新しいガスも含まれている。

協力行動

今回の交渉で最も厄介で、まだ解決していないことは、（先進国の「歴史的責任」を含め）世界の排出量のキャップを設定することで、（特に途上国によって）どうしたらそれを緩和できるかということであった。前者の問題ではG77諸国が部屋から出て行ってしまい、十分な関心が払われなかった。いくつかの誓約が前もってなされたにもかかわらず、気温上昇を2℃未満に抑えるためには不十分だったと言われている。他方、途上国の緩和行動には、コンセンサスが生まれつつある。各国の国内行動については非附属書I国の国別通報において発表されると同時に、測定・報告・検証（MRV）を通じて国際的パートナーがサポートし、それがNAMAとして登録されることになる。これらの問題がゆくゆくどうなるかは、炭素市場への影響を考えると、まだ不明確だと言わざるを得ない。

条約の下での長期的協力行動のための特別作業部会（AWG-LCA）の議長が提案した結論案にもかなりの空白と括弧つきがある。その草案は、京都議定書や炭素市場に対して直接あるいは間接に影響するものとして、次の点を含んでいる。

- 財源と投資
- 技術開発と移転
- 人材育成
- 途上国のNAMA
- 森林
- マーケットを利用した様々な緩和のアプローチ
- セクター別アプローチと特に農業における行動

こうした問題にどのような意味があるのか、2012年以降の炭素市場に関係する限り見ていきたい。

作業部会の報告案は、形式的な合意があったわけではな

いが、京都議定書が条約の究極的な目的に重要な役割を演じており、将来の緩和制度において様々な期待感を生んでいる、としている。

まず**資金源**としては、非附属書 I 国における国際的に支持されたNAMAの議論に密接に関係する。報告案では気候ファンドの設立について述べ、そのファンドは条約の下で様々なイニシアチブを支援し、「新しく追加的かつ適切な資金供与」を行い、民間および革新的な資金源から供与される。財務委員会が資金の流れをモニターし、非附属書 I 国の緩和行動の財源として支援し、プロジェクトファイナンスの資金源とし、CDMやJIの障害となっているものを取り除こうとするものである。

森林分野の行動に関しては、森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減 (REDD) が合意に近づいており、政策、インセンティブ、戦略、計画、人材育成、実証行動など、段階的に導入されようとしている。REDDについては、附属書 I 国、非附属書 I 国の双方の関心が高いが、ライフサイクルアセスメント (LCA) により検討されている問題として、REDDが炭素市場とどう関係するかがまだ明確でない。AWG-KPはLULUCFの拡大を考えており、二つのアプローチで共通の基礎を探していくことになる。

セクター別アプローチとしては**農業部門**で一定の前進がみられ、食料安全保障、持続可能な生活について緩和と適応の双方の視点で注目されている。この問題はセクター別カテゴリーとして取り上げられ、かなりの排出量削減に寄与するものとして、いずれは炭素市場に入ってくるだろう。セクター別CDMの問題はまだ議論の余地を残し、賛否両論ある。反対意見は主に、コミットメントしたくない非附属書 I 国であり、彼らの反感はNAMAの決定が進むとともに軽減されるかもしれない。セクター別CDMを促進することで、排出量を削減し、取引コストと承認プロセスを簡略化することにもなる。

技術開発と移転も、新しい方法論および炭素市場の軽減プロジェクトに入ってくるだろう。この点でウォッチしていく必要があると同時に、気候技術センター、気候技術ネットワークなどもスタートするだろう。こうした動きは特に中国が数年間ロビーイングしてきたものである。**人材育成**は技術移転と密接に関係するとともに、センターをネットワーク化するには、その他の条約の下の問題と同様に、報告案に示された支援が必要である。人材育成は軽減行動や非附属書 I 国におけるCDMやJIの可能性開発にも関係するが、(特にモンゴルや北朝鮮では)資金源があるかどうか、場合によってはCDM取引コストの前払い資金があるかどうかにかかってくるだろう。

その他の軽減行動について、AWG-LCAの報告案にもあるが、議定書の市場メカニズムを活用することが考えられ、やがてこれが何らかの法的な形態を取ってくると考えられる。航空機用、船舶用の燃料などがここで特に言及されているが、実際にどのようなタイプやセクターの活動が炭素市場に関連する行動になるかはまだ明らかではない。

その他、まだ解決されていない問題として、補完性の問題 (附属書 I 国の国内的な措置vs. CDMなどのより柔軟なアプローチ-日本は将来のコミットメントのかなりの部分を海外から調達しようとしているが、EUはこうしたアクセスを2012年以降は制限しようとしている)、LULUCFの役割 (植林や農業のセクター的アプローチは別として)、MRVと遵守の問題がある。

二つのAWGが採択すれば、その報告はメキシコのCOP16に提出される。その時点で、2012年以降も二つのグループが別々にやっていくのか、あるいはすべての問題を一緒に検討していくのかが決ってくる。

コペンハーゲン合意

いろいろと中傷されているコペンハーゲン合意は、拘束力のない政治的な声明にすぎない。京都議定書を変更、拡大、延長したり、それに替ったりするものではない。追加的な新しい議定書が交渉の結果出てくるかどうか、あるいは政治主導の二国間ベースによるものがUNFCCCの多国間交渉に替って出てくるかどうか、明らかではない。COP15が政治的なサミットになった状況を考えると、こうしたことが2010にも続くだろうと思われる。

すでに申し上げた通り、米国、中国、インド、ブラジル、南アフリカがコペンハーゲンでの成果に土壇場になって合意し、UNFCCCの最後の本会議において「注記」された。「決定」は下されなかった。そして日本、ロシア、EU、韓国などの支持とともに妥協の産物として出てきた。

この前例のない合意が、米国と非附属書I主要4カ国との間で合意されたこと自体、COP15の大きな成果であった。合意には、法的に固まれば炭素市場に影響を与えうるいくつかの点がある。より重要なのは、こうした点がAWGの報告案に含まれていることで、それがまた別の形で交渉に出てくることも考えられる。それらの問題とは、

- 気候変動に対する長期的な協力をさらに高めようという合意
- 地球温暖化による気温上昇の上限が2℃であることの認識
- 非附属書 I 国にとって適切な緩和行動 (NAMA)
 - 国内的に支持されるときは国内的なMRVが必要

- 対外的に支持されるときは国際的に登録され国際的なMRVの対象となる
- 森林関係のインセンティブ、特にREDDプラス
- 市場を含めた様々なアプローチの検討
- 「コペンハーゲン・グリーン気候ファンド」からの資金供与を含めたさまざまなインセンティブ
 - 300億ドルを2010～2012年まで提供（スタート資金として）
 - 2020年までに年間1,000億ドル
- 技術的メカニズムの確立

合意は、一部の国々が集まって「小さいけれども必要な一歩」であると認められた。しかし、2010年にこのモメンタムを維持することができるかどうかは分からない。

合意文書には、附属書I国、非附属書I国が誓約した表が含まれている。北東アジアの中国、日本、ロシア、韓国なども各国の意図を発表しており、その表の中に含まれているが、公表はされていない。

この合意はまだUNFCCCの正式文書になっておらず、拘束力を持っていない。もし他の締約国から十分な指示が得られなければ（たとえばキューバはこれに加盟しないと表明している）、これは2012年以降のUNFCCCのたたき台にはならないし、資金供与その他の支援も得られないことになってしまう。

その他の議論

コペンハーゲン会議の結果は期待に沿わないものだったが、この条約の下で他の機関が行っていることの中で成果が出ているものもある。例えばCDMに関するCMPの決定で、この地域に関連するものとして、

- CDM理事会（EB）におけるガバナンス
 - 国の法的な要件として検討し、逆インセンティブになるようなものがあってはならない（公道価格買い取り制度が中国における風力発電に関連して議論された）。
- 国やプロジェクトによっては相応しくない方法論
- 追加性の実証
 - 新しい簡素化されたルールとして、5 MW以下の再生可能なエネルギープロジェクト、年間20GWh以上を節約するエネルギー効率プロジェクトに関して適用する（モンゴルや北朝鮮に関連する）。
- EBに求められる炭素回収貯留（CCS）に関するさらなる検討
- 登録や発行の問題
- 登録プロジェクトが10未満の国に対する配分（モンゴ

ル3、北朝鮮0）

- 登録料を最初の発行があるまで延期
 - 融資の割り付けと最初のCER発行以後の返済
- COPでのJIの決定については、かなりの進捗をみた。

排出削減への「コミットメント」

コペンハーゲンでは期待に反し、大きな成果が生まれなかった。パリで大きな期待がもたれ（パリ行動計画とパリ・ロードマップ）、世界の指導者が参加すると言ったにも関わらず、最後には一部の国々による合意が出されにすぎなかった。

拘束力のある排出削減「コミットメント」の問題が未解決の問題として残っており、非附属書I国がこれを拒否している。昨年、「コミットメント」に替わりうる新しい用語が交渉担当者から出てきたが、その「拘束力」という言葉はいまだ議論が続いている。各国における適切な軽減行動（NAMA）はコミットメントとは異なるが、「共通だが差異のある責任」というコンセプトであり、非附属書I国に支持されている。

様々なレベルで交渉が続けられているが、独自の政策、法律の下で取り組みを続けている国々もあり、国際的な交渉につながっていくことが期待される。例えば、ブラジルは36.1%～38.9%の削減目標を発表し、新しい国家気候変動政策の下で規制している。メキシコは2012年から年間50Mtを自らの方法と資金で削減することを発表した。南アフリカは「現在の排出ベースラインを下回る」軽減行動を取り、2020年までに34%、2025年までに42%の削減を行うことを発表した。インドは自主的な目標として2005年比で2020年までに炭素原単位で25%の削減を打ち出した。オーストラリア、カナダ、パプアニューギニア、モルジブなどはコペンハーゲン合意に加盟すると発表している。

先進国および途上国の誓約に関する「Climate Action Tracker」によれば、地球温暖化は2100年には3.5℃～4℃上がる。産業革命以前から2℃上昇という数字以上に大きく、コペンハーゲン合意で言及されている目標を超えたものとなっている。

世界的な排出量は、単に先進国が原因となっているのではなく、途上国もいまや先進国と同程度の排出がある。すなわち、双方とも排出を軽減する可能性があり、以前より費用対効果の高い形で実現することができる。

北東アジア諸国は世界の排出量の34%を占め、中国の「役割」が大きい。世界的な温度上昇の上限に関する合意がなされ、その結果として軽減行動が合意されるかどうか交渉の鍵を握り、その議論の結果が世界の炭素市場の将来に

も影響を与える。排出量の多い国々、炭素市場に深刻な関心を持つ国々に、交渉の結果は重要な役割を果たすことになる。

そこで、この地域の各国に関連する事柄を取り上げよう。

日本

日本は附属書 I 国である。京都議定書に署名し、対1990年レベルで6%の削減目標に合意している。日本はコペンハーゲン合意の支持国であり、COP15に先立って、1990年レベルに対し2020年までに25%削減、2050年までに60～80%の削減を提案した。最近の政府の発表によると、2020年までの目標は守り、この約束を合意に従って1月末までに国連に登録するとしている。この目標は「Climate Action Tracker」によって十分だと言われているが、主要排出国がこの野心的目標にコミットするという条件付きのものである。

日本は国際的な炭素市場メカニズムを支持し、これを通じて25%削減のうち60%を実現しようとしている。日本の国内排出取引スキームは2008年10月、自主的な形で立ち上げたもので、これが義務的な参加になっていく際の一つの経験となると同時に、目標達成に向けたコスト効率の良い全面的なスキームにつながっていくことが期待される。

ロシア

ロシアはこの地域におけるもう一つの附属書 I 国だが、1990年の排出レベルを維持すればよい。コペンハーゲン合意の最終文書の発案者には名前は上がっていないが、コペンハーゲン合意を支持している。

コペンハーゲン会議の前に、1990年に対し2020年までに10～15%、その後は30%下回るという削減目標を発表した。UNFCCCの数字によると、ロシアの排出量は経済の縮小により90年に比すすでに33.9%下回っている。Climate Action Trackerはこの約束では不十分と考えている。ロシア大統領は最近、2050年までの長期目標として90年レベルの50%削減を発表した。

京都議定書を批准する最後の国としてロシアは称賛され、それにより2005年、議定書は発効した。しかし、その後の手続き、必要な措置の実施は相対的に緩慢だった。最近の修正案などによって手続きが加速化され、ロシアでも炭素市場が開設されることが期待される。

J1による炭素クレジットだけでなく、ロシアは余剰AAUの販売によってもメリットを享受できる。ロシアではグリーン投資スキーム（GIS）が作られていないが、これから入ってくる資金を使ってグリーン化できる。AAU

の買い手は、売り手側の経済の縮小を挙げ、特定の削減措置を取ったからではないとしている。しかし最近の報道によれば、ロシアおよび欧州復興開発銀行（EBRD）は、AAUの売却から得られる資金をエネルギー効率改善プログラムに回すことを検討している。

余剰AAUは膨大であり、ロシアは当然、将来の約束期間においてこれを実施することが期待されるが、この問題は今なお議論されているところである。

中国

中国はコペンハーゲン合意の起草国の一つであり、COP15の最終段階になって絶好の交渉の立場にあることが明らかになったが、元G77の多くの諸国は、中国が合意に同意したこと、その他会議で中国がとった立場を批判している。しかし、より広い視野で見ると、こうしたイニシアチブは2010年の包括的な合意につながっていくと思われる。中国および他の非附属書 I 国（インド、ブラジル、南アフリカ）は、主要な途上国で地理的にも大きい。米国とともに、これらの諸国は世界の炭素排出量の50%近くを占め、にもかかわらず中国の一人当たり排出量は米国よりはるかに少ない。これら非附属書 I 国とは別に、政治的に、拘束力のない形で、NAMAによる排出削減コミットメントが合意されていけば、コペンハーゲン合意は米国議会が国内法を決める要素ともなってくるだろう。このことが非附属書 I 国と米国との長年の行き詰まりや、議定書をめぐって締約国に起こった問題、さらにコペンハーゲン対話を脱線させかけた争点などを解決する鍵となるであろう。

「2006年の中国5カ年計画は、GDPに対するエネルギー原単位を2010年までに20%削減することとし、2008年末までに10%削減された」（最近の報告では2009年末までに16%削減された）。このため、GDPに対するCO₂排出原単位を2005年から2020年にかけて40～45%削減するという中国の会議前の発表には驚きがなく、ごく普通のことだと考えられた。Climate Action Trackerとしてはこれでは不十分であり、現在の国の政策を通じていつでも達成できるものとした。しかしこのことは、気候変動軽減に貢献する提案を中国が国の状況に合わせて自ら提案し、自ら努力するものであり、もし附属書 I 国からの資金と技術があれば、さらなる削減が中国に可能であろう。COP以前、中国は米国、EUなどの先進国と二国間で議論してきており、EUとしては炭素回収貯留（CCS）協力を行い、あまりにも炭素集約的にエネルギーを生産している中国においてさらなる排出削減を導こうとしている。

韓国

韓国は非附属書 I 国だがOECD加盟国であり、合意の議論に参加し、最近では合意に基づき、2020年の参照排出量に対し30%削減（2005年価値に対して4%削減）という目標を発表している。Climate Action Trackerはこの誓約を「中程度」としている。

韓国は2012年以降、附属書 I 国になることが期待されており、自らも炭素市場において主要国になろうとしている。2005年の排出量に対してまず1%削減するパイロット的な排出取引スキームが既に始まっている。韓国には既に炭素基金がある。アジア太平洋地域において、炭素クレジットが得られ、投資できるプロジェクトを、さまざまな機関が探っている。

モンゴル、北朝鮮においては、排出量削減目標は提案されていない。

提言

北東アジアでは、大きな国がUNFCCCや議定書の交渉において影響力を行使できるだけでなく、一連のメカニズムから大きなメリットを享受している。中国と韓国がCDMと議定書を早くから受け入れ、日本が炭素クレジットの買い手としてこれを促進し、ロシアはこのマーケットに参入する。モンゴルと北朝鮮だけがメリットを受けていないが、改革と将来の柔軟なメカニズムの開発を通じて、可能となってくるだろう。

条約に関連した域内各国の立場を考え、見解の違いに関

わらず京都議定書の市場的な側面を維持したいという気持ちがある限り、これから先もさらに議論がなされていくだろう。ERINAの下でその議論が行われれば、UNFCCCその他の交渉グループとは異なった立場に対しても、より深い相互理解が得られていくであろう。

中国が起草に参加し、日本、ロシア、韓国の暗黙の支援もあったコペンハーゲン合意の目的がその出発点となる。AWGの交渉文書のレビューを通じて、それぞれのグループに属する国々を満足させる代案を示すことができれば、その結果はそれぞれのグループリーダ国に伝えられ、メキシコCOPまでに共通の立場を持つことにつながっていくだろう。こうした積極的でタイムリーなアプローチがあれば、この1年間の緊張関係や国連主導型のプロセスに対する信頼の欠如といった状況が改善され、COP16の成功につながり、多角的な交渉の場に再び関心を戻すことができるであろう。このことが、すでに始まっている二国間や複数の並行した交渉を通じた条約プロセスの「脱線」を防ぐことになるだろう。

国連の下の議論がどんな形であっても、共有の立場や仕組みといったものは重要であり、受容可能なプロセスを1997年の京都議定書で構築したものに加えていくことができる。日本はこの地域の隣国とともに、国際気候協力の新たな時代を迎えるに当たって、重要な役割を担っていくことになるだろう。

[翻訳・文責 ERINA]